

住まいの

日本語版

ルールブック



公社の賃貸へようこそ！

皆様が公社の住宅で気持ちよく生活できるように、
守ってほしいルールとマナーについてお知らせします。

入居したら

1 自治会への加入をお願いします

「自治会」は、住民の皆様が参加する組織です。
困ったときには自治会がサポートしてくれます。
引越しが完了したら、自治会に挨拶にいきましょう。
※一部、自治会がない物件があります。

自治会はどんな活動をしているの？

- ・地震や火災などの災害時、水や食料などの物資を皆様に配ります。
- ・自転車やバイクを置く場所を管理しています。
- ・皆様が困ったときに、公社に連絡をして相談してくれます。
- ・団地で暮らす皆様のためのイベントやお祭りを開催しています。

※上記は一例であり、自治会によって異なりますのでご注意ください。



2 日常の挨拶について

団地内で住んでいる人に会ったら「挨拶」をしてみませんか。
お互いにコミュニケーションをとりましょう。

こんにちは



こんにちは

暮らしのルール ①ゴミの捨て方について

ゴミの捨て方にはルールがあり、皆様がお住まいの地域によって異なります。団地の住民全員が気持ちよく生活できるように、ルールを守りましょう。

1 ゴミの種類

団地内のゴミ置場には、以下のゴミを捨てることができます。

燃やすゴミ



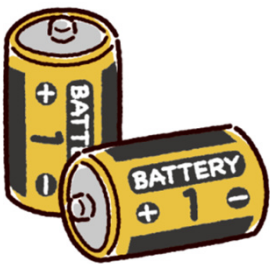
燃えないごみ



ビン・缶・ペットボトル



使用済みの乾電池



金属類



粗大ゴミ



2 ゴミの捨て方

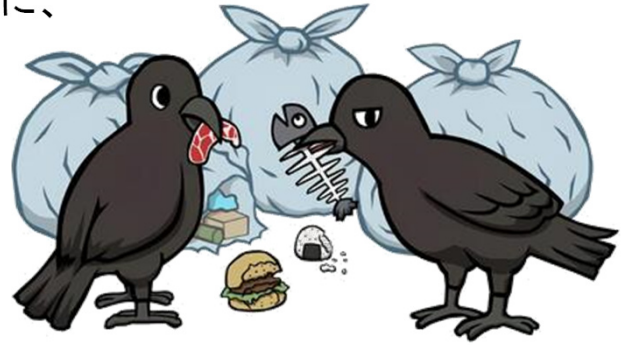
ゴミを捨てられる曜日や時間は、お住まいの地域やゴミの種類によって異なります。役所の窓口やホームページでゴミのガイドブックを入手できます。引越しの前に確認しておきましょう。



横浜市の配布物の例

3 ゴミの分別

ゴミは種類ごとに分別して出してください。
分別をしなかったり曜日や時間を守らずにゴミを出してしまうと、
ゴミは回収されません。
ゴミが残ると、カラスに荒らされてゴミ置き場が汚れたり、悪臭も発生します。
団地の住民全員が気持ちよく生活できるように、
ゴミの分別にご協力をお願いします。



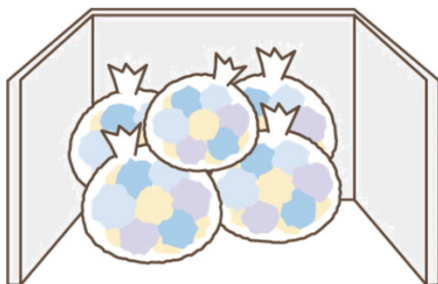
4 粗大ゴミの出し方

家具などの大きなゴミは「粗大ゴミ」と呼びます。
粗大ゴミを出すには、事前に申し込みが必要です。
申し込みをして、手数料を払わないと回収してくれません。
粗大ゴミの申込方法や出し方は、皆様がお住まいの地域によって異なりますので、
役所の人に聞くか、ゴミのガイドブックで確認してください。



分からないときは？

ゴミの出し方や分別などで分からないことがあれば、団地の住民や自治会または管理会社に聞いてみましょう。



暮らしのルール ②生活音について

団地では、隣や上下の住宅に音が伝わりやすいです。
そのため、次のマナーを守って生活してください。

夜は静かにする



床や壁をドンドンしない



住宅内で子供が飛び跳ねたり
ボール遊びをするのはやめましょう

部屋の中で騒がない



友人などを招いて
パーティーをする時は静かに会話する

テレビやオーディオの音は 大きくしない



早朝や夜間の洗濯機や掃除機の
使用は控えましょう

騒がしくなりそうなときは事前に近隣住民への声かけが大切です

友達や家族が自分の家に遊びに来て、
にぎやかになる場合は、
事前に上下や隣に住んでいる人に
「**友達が来ているので、
騒がしくなってしまうかもしれません**」
と声をかけておくと良いでしょう。
そうすることで、
騒音トラブルを防げるかもしれません。

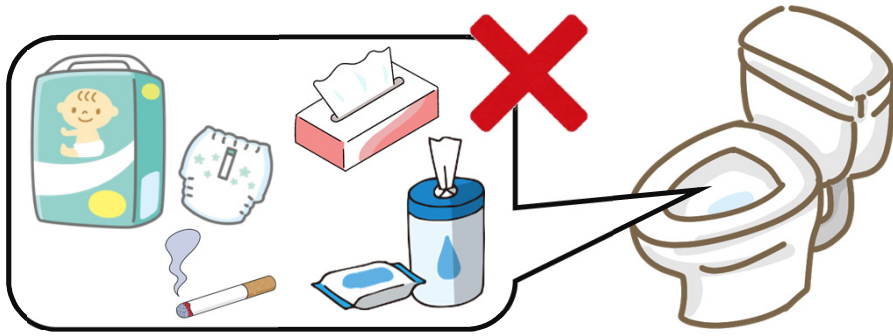


暮らしのルール ③浴室やトイレについて

浴室やトイレの排水口は、いつも綺麗に掃除をしてください。

排水管は他の住宅とつながっています。

排水管が詰まると、他の住宅でも水や汚水が溢れ、賠償責任が生じることがあります。また、トイレにはトイレットペーパー以外は流さないでください。



賠償責任が発生した場合に備えて…

他の人の住宅に損害を与えてしまった場合に備えて、

「個人賠償責任保険」に加入することをおすすめします。

個人賠償責任保険は、自動車の任意保険に特約でついている場合もあります。詳しくは保険会社に相談してください。

暮らしのルール ④廊下やバルコニー(共用部分)

住宅以外の廊下やバルコニーは「共用部分」と呼ばれ、個人が占有することはできません。廊下やバルコニーは、災害時の避難通路になりますので、物やゴミを置かないでください。

また、タバコの煙が嫌いな人もいますので、廊下やバルコニーなどでの喫煙はご遠慮ください。



暮らしのルール ⑤自転車置場の利用について

団地に自転車やバイクを置く場合は、
自転車置き場の利用方法を自治会の人に聞いてください。
団地に自治会がない場合は、管理会社に連絡してください。



暮らしのルール ⑥他の人を住まわせてはいけません

公社のルールでは、住宅の申込時に記入した人だけが住むことができます。
友達や家族を無断で住まわせてはいけません。
なお、住宅に住む人が変わる場合は、手続きが必要です。
まずは公社に電話してください。（運営管理課 TEL:045-651-1864）

暮らしのルール ⑦犬や猫などのペットは飼えません

公社の住宅では犬や猫などのペットを飼うことができません。
ペットの飼育が発覚した場合は、住宅を退去していただきます。



退去（引越し）するときのお願い

公社の住宅を退去（引越し）するときは、届出が必要です。
引越しの予定が決まったら、まず管理会社に連絡してください。
退去手続きに必要な書類を皆様のご自宅に郵送します。
その後の住宅の鍵を返すまでの手続きの流れは、管理会社の説明に従ってください。



管理会社連絡先

困ったときの連絡先は、
流し台に置いてあるマグネットにも書いてあります。

お住まいの団地	連絡先
フォール元住吉 フォール梶が谷 フォール横浜山手 フォール川崎戸手 ㈲横浜長者町 フォール横浜入江町 フォール川崎下平間 フォール川崎古市場 フォール川崎中幸町 フォール横浜三ツ沢 川崎下麻生 ヒルズ 千草台 フォール新川崎 フォール山田町 フォール横濱関内 ㈲横浜宮川町 アンレーヴ 横浜星川 横浜鶴見共同ビル 横浜六角橋共同ビル 横浜二ツ谷共同ビル 竹山 白根 東本郷 上白根 大里町 川島町 上作延 南平台 不動が丘	かながわ土地建物保全協会 横浜北サービスセンター TEL:045-933-0593 (平日8:30~17:30)
フォール横浜井土ヶ谷 東逗子駅前共同ビル 横浜中原第2共同ビル 不入斗 上郷西ヶ谷 フォール新杉田 浦賀 汐見台 上郷台	かながわ土地建物保全協会 横浜南サービスセンター TEL:045-778-4425 (平日8:30~17:30)
藤沢湘南台 ㈲戸塚深谷 藤沢西部 藤沢四ツ辻 戸塚深谷 藤沢円行 上土棚 辻堂海岸	かながわ土地建物保全協会 湘南サービスセンター TEL:0466-43-7731 (平日8:30~17:30)
相模原高根 綾瀬寺尾本町 大和東共同ビル 座間東原 大和大塚戸 相模原田名 春日台 大和第2 中津桜台 相武台 下九沢 緑ヶ丘	かながわ土地建物保全協会 県央サービスセンター TEL:046-251-2901 (平日8:30~17:30)
小田原酒匂 コンセル小田原東町 コンセル小田原中町 伊勢原 小田原橋 伊勢原池端 二宮 湯河原 平塚田村	かながわ土地建物保全協会 西湘サービスセンター TEL:0463-71-1839 (平日8:30~17:30)
横浜若葉台	若葉台まちづくりセンター TEL:045-921-3361 (8:30~17:30) 水曜日・祝日は定休